

こんにちは

くしろの上下水道



大楽毛処理区（50号幹線4工区）下水道築造工事

現場からの1枚

～50号幹線下水道築造工事～

昭和地区の浸水解消を目的として2,400mm×1,600mm×2連の雨水管渠（ボックスカルバート）を敷設しました。この工事では、耐震対策として液状化対策工法等を採用しています。

下水道事業では、これからも効率的な事業を行い、住みよい街づくり、災害に強い街づくりを進めていきます。

CONTENTS

- いよいよコンビニエンスストアでのお支払いができるようになります
- 冬期間の水道凍結にご注意
- 悪質な訪問販売にご注意を

●下水道

水洗トイレで快適生活
水洗工事にあたって
水洗化改造資金の融資制度について
下水道からのお願い

- 平成15年度水道事業・下水道事業決算概要
- お問い合わせ・相談

水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替は、お客様の預金口座から自動的に納付されますので、納め忘れがありません。また、お支払いに来ていただく手間も省けますので、便利です。上下水道料金のお支払いには、ぜひ口座振替をご利用ください。

いよいよコンビニエンスストアでのお支払いができるようになります

上下水道部では平成17年1月送付分の納入通知書から、お客様からご要望の多かった、「コンビニエンスストア」で、水道料金・下水道使用料のお支払いができるようになります。
「近くに銀行等がない」、「平日に銀行等へ行けない」「地方に居て納入できる銀行等がない」などお支払いに苦労していたお客様には、全国の「コンビニエンスストア」でお支払いできますので大変便利になります。

**365日・24時間
お支払いできるようになります。**

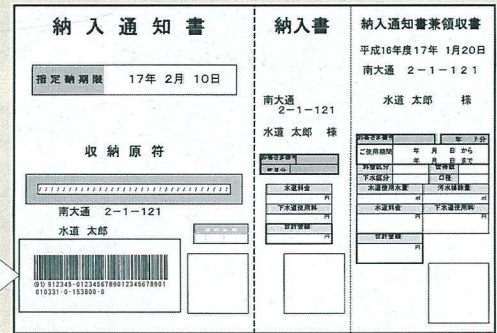
【注意事項】

- コンビニエンスストアでお支払いできるものは
平成17年1月送付分の納入通知書からです。
※納入通知書を開封し左面の下段にバーコード表示のあるもののみです。



- 利用できるコンビニエンスストアは全国の
セブンイレブン ローソン サンクス セイコーマート
ほか納入通知書に記載のコンビニエンスストア
※なお、この納入通知書は、今までどおり市内の金融機関及び指定する市外の金融機関等でお支払いできます。

- コンビニエンスストアでお支払いできないものは
納入通知書を開封し左面の下段にバーコード表示のないものです。
①平成16年12月分までの納入通知書
②督促状、催告書、手書き等の納入通知書
③合計金額が100万円を超えている納入通知書
④お支払い前に切り離されたもの及び金額が訂正された納入通知書



平成17年1月以降送付したものでも
コンビニエンスストアではお支払いできません。

＜お問い合わせ 営業課 43-2161＞

冬期間の水道凍結にご注意！！！！

気温マイナス4℃以下が続く日は凍結要注意！！

- ◆釧路地方の冬は、特に寒さが一段と厳しくなる12月から2月にかけては、水道管の凍結が急増します。
- ◆旅行など長期間水道を使用しないとき、日中でも寒さが厳しいときは、必ず水抜栓（元栓）を操作して水を落としてください。
- ◆床下の換気口を閉め、冷たい風が入るのを防ぎましょう。

ご不在時
夜間ご就寝時には
必ず水抜きを！！

もし、凍結してしまったら

- ◆凍結修理の費用は、皆さんの御負担となります。また、この金額は修理に使った材料などによって異なります。
- ◆詳しくは、依頼する指定給水装置工事業者にお問い合わせください。

悪質な訪問販売にご注意を

最近、上下水道部職員を装ったり、上下水道部から依頼（委託）されたと偽ってご家庭を訪問し、浄水器の設置や屋内配管の清掃等を行う、悪質な訪問販売が発生しております。

上下水道部では以下のような行為は行っておりません。

- お客様から要請のない水質検査や漏水検査等を行ってお金をいただくこと。
- 突然訪問し、簡単な水質検査や配管の確認を無料で行ったあとに、浄水器の販売・あっせんや屋内水道管の取替え、排水設備調査、下水道洗浄作業などの工事契約を行うこと。

なお、訪問販売により契約し、施工後であっても、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリングオフができます。



お問い合わせ先

訪問販売に伴う水質検査、洗浄作業に関すること
上下水道部給水課【電話 43-2162】

契約に関する相談やクーリングオフに関すること
釧路市消費生活センター【電話 24-3000】

下水道

水洗トイレで快適生活

公共下水道が整備されたら

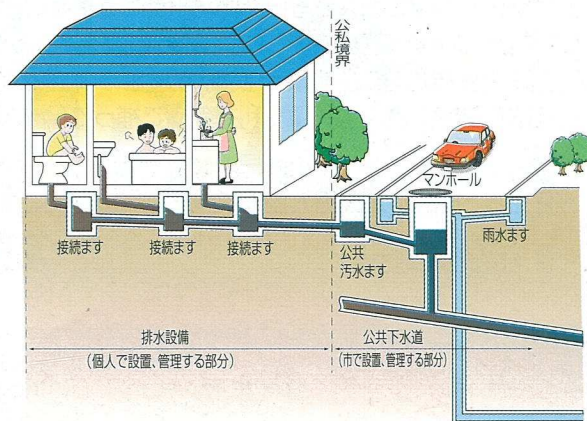
公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域になると「供用および処理開始区域」として告示されます。告示された区域の建築物の所有者には、次のことが義務づけられます。

台所・風呂場などの雑排水は180日以内に!

台所や洗濯などの雑排水は、告示の日から180日以内に排水設備を設置し公共下水道に流さなければなりません。

トイレの水洗化は3年以内に!

家庭などで従来から使用しているくみ取り便所は、告示の日から3年以内に水洗トイレに改造することが義務づけられています。



水洗工事にあたって

排水設備工事の申し込みは、市の指定店に!

市では、排水設備の設置やトイレの水洗化工事を行う「釧路市排水設備工事指定店」を定めております。「排水設備工事指定店」は、法律や条例で決められている基準にあった設備を作るために必要な技術を習得しています。工事は、「排水設備工事指定店」以外のところでは行うことができません。

排水工事の手順

工事に必要な手続きを依頼者のかわりになって「排水設備工事指定店」が代行いたします。

水洗化改造資金の融資制度について

水洗便所改造資金融資あっせん制度とは

市では、トイレを水洗に改造される方の負担を出来るだけ軽くするため、無利子の融資あっせんを行っておりますのでご利用ください。なお、浄化槽の切り替え工事も対象となります。

制度名	水洗便所改造資金融資あっせん制度	条件
限度額	トイレ1基につき42万円以内	1.市・道民税及び固定資産税を滞納していないこと。 2.貸し付けを受けた資金について、十分な償還能力があること。 3.保証能力のある確実な連帯保証人が1名必要。
返済額	毎月7,000円。	
返済回数	60回(5年)以内	
利子	釧路市が負担しますので無利子です	

(注) 受益者負担金に未納がありますと、融資を受けられない場合があります。

下水道からのお願い

排水設備の管理は

家庭内から出る汚水を、公共下水道に流す役割を果たす私設(個人が設置した)排水管・汚水ますが、宅地・私道内に設置されている場合は、設置された皆様方に維持管理していただくことになります。

排水設備工事について

排水設備の工事や、既存の排水設備の補修をする場合には、排水設備工事指定店でなければなりませんので必ず排水設備工事指定店に依頼してください。なお、宅地内の排水管清掃については特に規則はありませんが、排水設備工事指定店でも行うことが可能です。

下水道使用の注意点

台所から出る野菜くず、天ぷら油等の廃油は排水管がつまる原因となります。同様にゴミ、土砂などが排水管に入るとつまる原因となり、臭いの拡散被害の恐れもあります。また、灯油、ガソリン等の引火性のものを流すと爆発の原因になり、その後の処理すべては、原因者の負担となりますので十分に気をつけてください。特にトイレの場合には必ずトイレに流せるものを使用してください。それ以外のもの(ティッシュ、紙おむつ、生理用品等)を流しますとつまりの原因となります。



もし下水道が詰ったら

水洗トイレの流れが悪くなったり、台所の排水がつまるようだったら家庭の排水設備の点検をしてください。屋外に出て、私設ます(直径15センチ)の蓋を開けて排水設備を見て自分で確認し、簡単にできる場合は自分で清掃してください。

困難な場合は排水設備工事指定店に連絡して点検を依頼しましょう

もし、道路に布設されている下水道本管や歩道付近に設置している公共汚水ますが原因で詰まっていると思ったら下水道管理課管理担当(☎22-9538)にご連絡ください。

平成15年度水道事業・下水道事業決算概要

平成15年度の収益的収支は、費用で人件費、維持管理費及び企業債利息等の減少により、水道事業で2億5,700万円、下水道事業で9億2,900万円の利益を計上することができました。また資本的収支では、水道事業が経年化した施設・管の更新や電気設備の増強などにより、支出が収入を16億5,200万円上回り、下水道事業が大榮毛・昭路北地区の下水道整備による建設改良費の増、企業債や長期借入金の償還金の増などにより、支出が収入を26億9,400万円上回りました。この不足は、内部留保資金(減価償却費、利益等)で補っています。

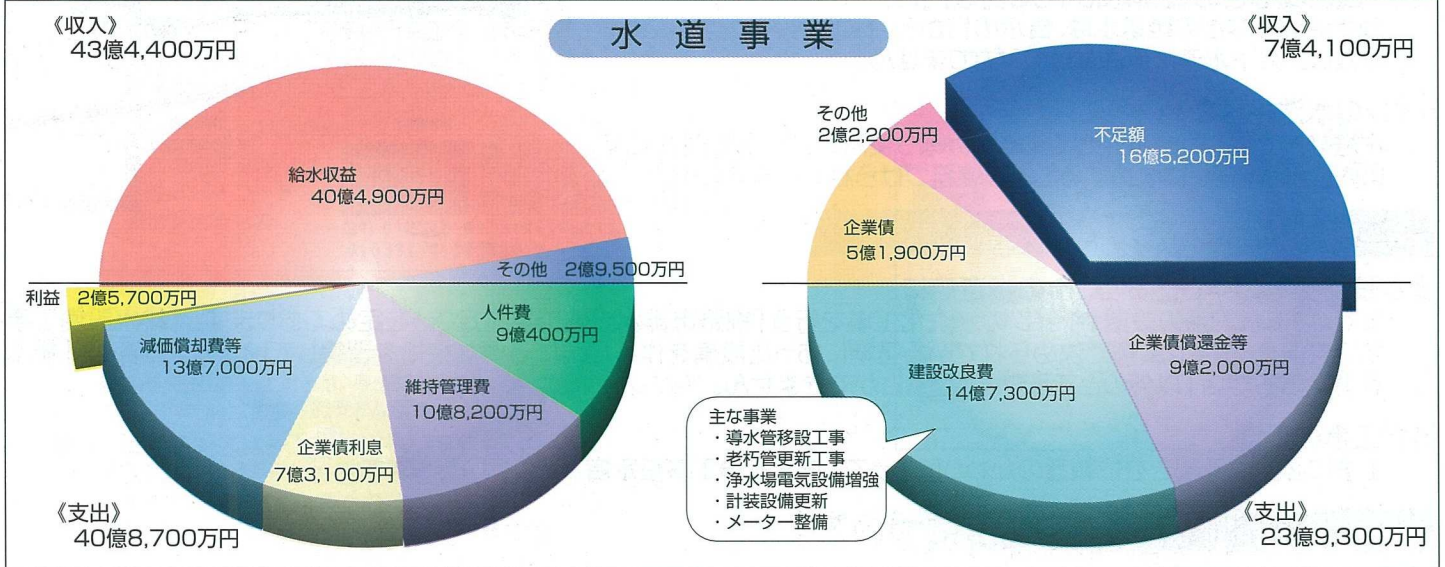
収益的収支

事業の経常的経営活動に伴って発生する収入と支出

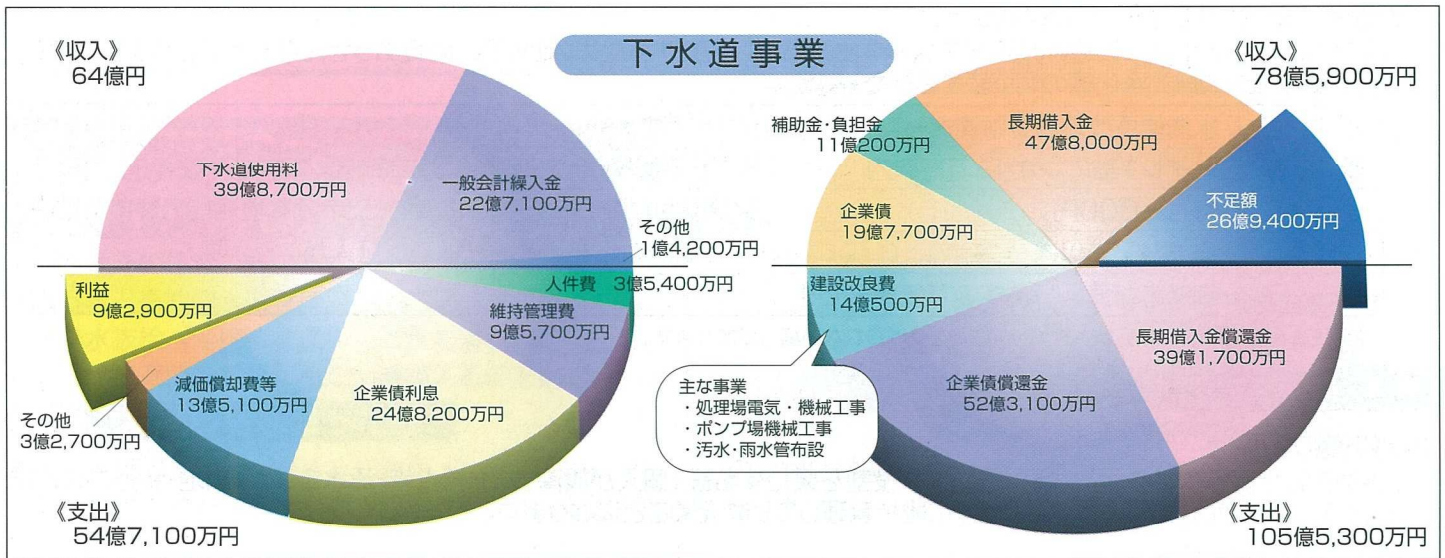
資本的収支

収益収支に属さない収入及び支出で主に企業債、建設改良費に関する収入と支出

水道事業



下水道事業



お問い合わせ・相談

水道に関することなら、どんなことでもお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。上下水道部では、土曜日、日曜日、祝・祭日を除き、**午前8時50分から午後5時20分**まで業務を行っております。

■水道メーターの検針について
 ■使用水量について
 ■水道料金について

営業課 ☎43-2161

■水道の新設、撤去について
 ■水道の故障、修理について
 ■水道メーターの整備について
 ■道路上の漏水について
 ■断水や水圧の異常について
 ■受水槽の検査について

給水課 ☎43-2162

■配水管(本管)の検査について

工務課 ☎43-2163

■水の色やにおい等水質の異常について

水質管理課 ☎36-9562

■指定給水装置工事事業者の登録などについて

総務課 ☎43-2164

■下水道使用料について
 ■下水道事業受益者負担金について
 ■水洗便所改造資金融資あっせん制度について

下水道事業課企業担当 ☎31-4570

■公共下水道計画について
 ■公共下水道工事について

下水道事業課建設担当 ☎31-4572

■排水設備工事について
 ■公共下水道の維持管理について

下水道管理課管理担当 ☎22-9538

■工場・事業所等の排水規制について

下水道施設課資源指導担当 ☎24-5131

業務時間外の夜間や土曜日、日曜日、祝・祭日の連絡先
 釧路市上下水道部 守衛室
☎43-0077

●お問い合わせ先● 釧路市上下水道部総務課

〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号 TEL 43-2164 FAX 43-0080
 ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/suidou/>
 メールアドレス ku300101@city.kushiro.hokkaido.jp